

JAIRO Cloudを共同リポジトリとして利用する場合の会費等に関する細則

〔 2021年2月8日
制 定 〕

(目的)

第1条 この細則は、オープンアクセスリポジトリ推進協会会則（平成28年7月27日制定）（以下「会則」という。）第16条の規定に基づき、オープンアクセスリポジトリ推進協会会費規程（平成28年7月27日制定、2021年4月1日施行）（以下「会費規程」という。）に定めるもののほか、会員がJAIRO Cloudサービスを共同リポジトリとして利用する場合の会費等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本細則における用語の定義は、会則及び会費規程に定義するもののほか、次のとおりとする。

- 一 共同リポジトリとは、複数の会員が共同してJAIRO Cloud環境を構築し、リポジトリを運用するものをいう。
- 二 構成会員とは、同一の共同リポジトリを構築・運用する会員をいう。

(JAIRO Cloudの利用申請)

第3条 共同リポジトリ構築のためのJAIRO Cloudの利用申請にあたっては、構成会員のうち一つを代表として申請する。

(基本会費)

第4条 構成会員の基本会費は、会費規程第4条の規定により構成会員ごとに請求する。ただし、会則第5条三号に定める部局等（以下「部局等」という。）の基本会費は、当該の部局等の構成員数に基づく区分を適用する。

(JAIRO Cloud利用料金等)

第5条 JAIRO Cloud利用料金は、会費規程第5条及び第9条の規定により構成会員ごとに請求する。ただし、部局等のJAIRO Cloud利用料金は、当該の部局等の構成員数に基づく区分を適用する。

- 2 JAIRO Cloud特別料金は、会費規程第6条及び第10条の規定により、第3条による代表あてに請求する。

(JPCOAR会費納入)

第6条 基本会費及びJAIRO Cloud利用料金は、構成会員ごとに納入するものとする。

- 2 JAIRO Cloud特別料金は、第3条による代表が一括して納入するものとする。

附 則

- 1 この細則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 当分の間は、コンテンツ及びメタデータの登録等を行う共同リポジトリ等をJAIRO Cloud利用料金及び特別料金の対象とし、メタデータのみの登録等を行う場合は対象としない。ただし、メタデータのみの登録等を行う場合については、特別JCサービス及び複数のJAIRO Cloud利用申請は認めない。

附 則

- 1 この細則は、2022年4月1日から施行する。